

新潟市立小中学校の適正配置について

中 間 報 告

平成21年6月

新潟市立学校適正配置審議会

目 次

1	はじめに	1
2	新潟市の現状	2
	(1) 児童生徒数と学校数	2
	(2) 学校規模	3
	(3) 通学の状況	3
	(4) 教職員配置数	4
	(5) 中学校の部活動	5
3	学校配置の課題	5
	(1) 少子化の進展	5
	(2) 学校規模のメリットとデメリット	6
	(3) 通学区域	7
4	適正配置の基本的な考え方	8
	(1) 適正配置の必要性	8
	(2) 基本的な事項	8
	学校と地域の協働・協創	8
	通学距離・方法	9
	学校規模	9
	学級編制	9
	(3) 適正規模	9
	適正規模の考え方	9
	新潟市の適正規模	11
	小規模校と大規模校	12
	(4) 学校再編	13
	学校再編の考え方	13
	学校再編案の検討	14
	学校再編で配慮する事項	15
5	適正配置審議会のスケジュール	15
6	参考資料	
	(1) 諮問書	16
	(2) 小中学校の配置図	18
	(3) 小中学校の学級数別一覧表（平成20年度・26年度）	20
	(4) 学校適正配置関連法令	22
	(5) 第9次新潟市立学校適正配置審議会委員名簿	25
	(6) 審議経過	26
	(7) パブリックコメントについて	27

1 はじめに

いま新潟市は、本州日本海側初の政令指定都市として新たな歩みを始めています。

教育の分野では、国の教育改革に先駆けて策定した「新潟市教育ビジョン」に基づいて、学校と社会教育機関、地域住民や家庭、地域で活動する団体・企業などが連携し一体となって進める「学・社・民の融合による教育」に取り組んでいます。

学校教育では、確かな学力と体力を身につけ、能力と個性を磨くことにより、自分に自信をもち、国際社会の一員として自覚と責任をもって世界と共に生きることができる、心豊かな子どもを育むことを目指しています。

この目標を達成するために、地域と学校パートナーシップ事業など学校が保護者や地域の皆さんと連携する仕組みづくりをはじめ、家庭での学習習慣の定着と読書活動の推進、食育や体験活動の充実を図っています。

こうした中で、本市の児童生徒数が長期間減少し続けており、この傾向が今後も継続するものと見込まれ、教育効果の向上と教育環境の整備を図る上で、学校の適正配置が大きな課題となっています。

本審議会は、児童生徒数の増減に伴う学校の適正配置について、これまで数次にわたって答申してきましたが、このたびは、少子化の進展と14市町村の合併、そして政令指定都市への移行を背景に、全市的な視点からの、市立小中学校の適正配置のあり方について、諮問を受けました。

児童生徒数の推移と学校の状況を調査し、適正規模や適正配置を図る範囲など、今後の適正配置についての基本的な考え方について、6回にわたって議論を進め、この中間報告をまとめました。

「適正配置の基本的な考え方」は、少子化が進展する中で次代を担う子どもたちのために、充実した教育環境を継続的に確保するとともに、旧市町村の枠組みの中で考えられた学校配置から、政令市新潟としての新しい考え方による学校配置に転換しようとするものです。

今後は、中間報告の基本的な考え方をもとに区ごとの具体的な再編案を検討し、平成22年度に答申を行いたいと考えております。

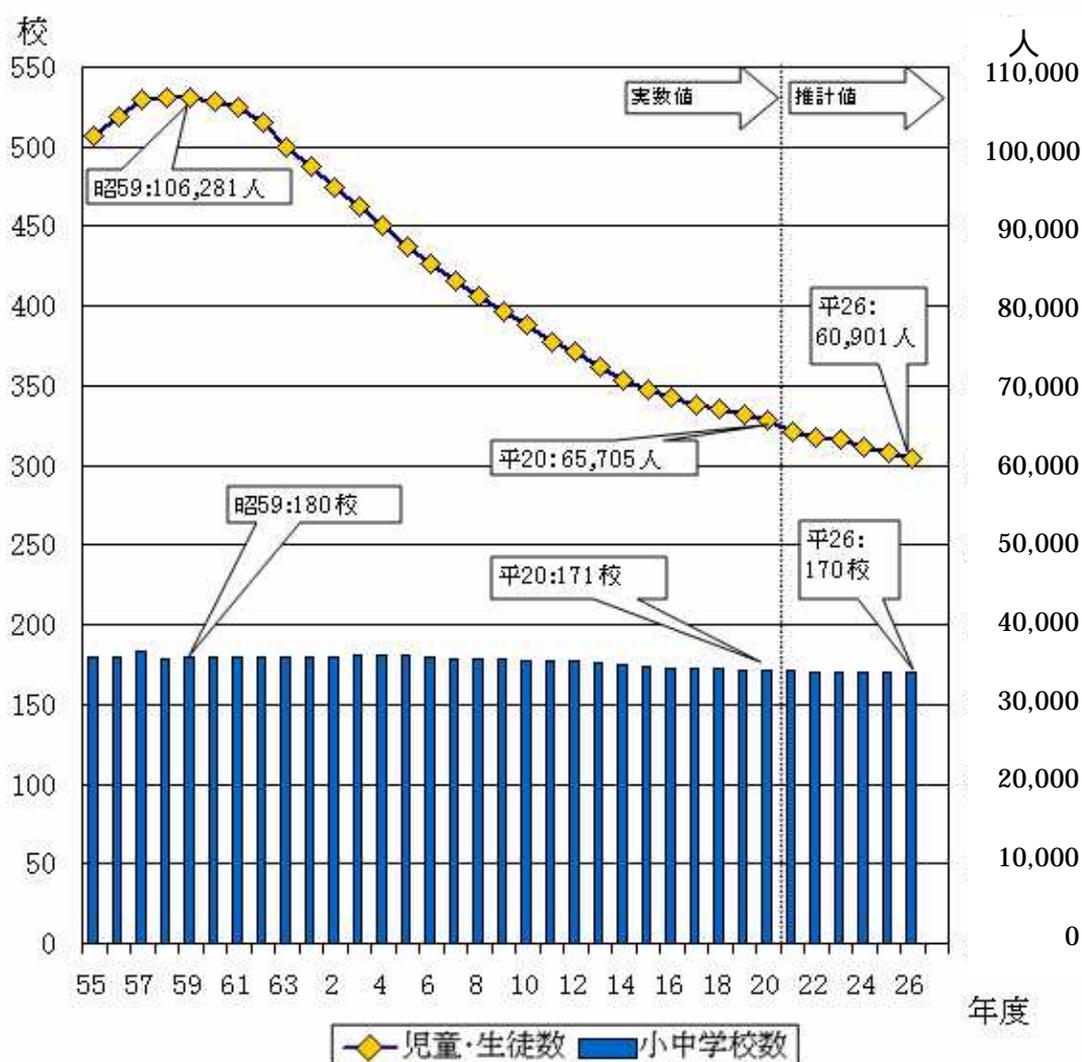
2 新潟市の現状

(1) 児童生徒数と学校数

新潟市の児童生徒数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）に生まれた子どもたちが小学校4年生から中学校1年生になる昭和59年度に約10万6千人であり、その後は社会状況の変化の下、さまざまな要因で減少し、平成20年度には約6万6千人になっています。

この間に児童生徒数は約4万人、学校数は9校減少し、1校あたりの平均児童生徒数は、昭和59年度の約590人から平成20年度には約380人になり、約210人減少しています。

新潟市の児童生徒数と学校数の推移



(2) 学校規模

平成20年度では、国が標準としている12学級以上18学級以下の小学校は全体の約4分の1、中学校は約2分の1です。

平成26年度推計では小学校は19学級以上の学校が減少し、18学級以下の学校が増加しています。中学校では19学級以上の学校と、11学級以下の学校が増加し、12学級以上18学級以下の学校が減少しています。

		平成20年度			平成26年度推計		
小学校	学級数	~ 11	12 ~ 18	19 ~	~ 11	12 ~ 18	19 ~
	校数	53 (46.5)	31 (27.2)	30 (26.3)	54 (47.8)	37 (32.7)	22 (19.5)
中学校	学級数	~ 11	12 ~ 18	19 ~	~ 11	12 ~ 18	19 ~
	校数	26 (45.6)	29 (50.9)	2 (3.5)	31 (54.4)	22 (38.6)	4 (7.0)

規模別学校数

()は各年度における割合(%)

小中学校の学級数の標準：国は12学級以上18学級以下としています。

(3) 通学の状況

本市の児童生徒のほとんど(児童約97%、生徒約74%)が徒歩で通学をしており、徒歩通学でない中学生のほとんど(約25%)は自転車通学をしています。

小学校の徒歩での最長距離は4.2km、中学校では徒歩で4.0km、自転車は8.5kmです。

(平成20年9月現在)

小中学校通学最長距離

(km)

行政区	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
小学校徒歩	3.0	3.2	2.5	3.5	3.5	4.2	3.7	3.7
中学校徒歩	3.2	3.8	2.7	4.0	3.0	2.2	3.8	1.0
中学校自転車	5.2	5.5	3.5	5.5	6.7	5.0	6.8	8.5

(平成20年7月現在)

スクールバスは、統合により通学区域が広がった地域などで、徒歩または自転車通学が困難な一部の地域で運行されています。

スクールバスの運行校数 (校)

行政区	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
小学校	3	0	0	2	1	6	1	2	15
中学校	1	0	0	1	2	3	0	1	8

(平成20年7月現在)

(4) 教職員配置数

新潟市の教職員配当基準は、国の標準により新潟県が定めています。

校長、教頭のほか学級数に応じた教員が配置され、さらに学校の規模に応じて級外の教員が配置されます。

学校規模による一般的な配置は、以下のとおりです。

教職員配置数 (小学校)

学校規模	6学級		12学級		18学級		24学級	
教職員 配当基準	校長	1	校長	1	校長	1	校長	1
	教頭	1	教頭	1	教頭	1	教頭	1
	担任	6	担任	12	担任	18	担任	24
	級外なし		級外	1	級外	1	級外	2
合計	8		15		21		28	

教職員配置数 (中学校)

学校規模	6学級		9学級		12学級		18学級	
教職員 配当基準	校長	1	校長	1	校長	1	校長	1
	教頭	1	教頭	1	教頭	1	教頭	1
	担任	6	担任	9	担任	12	担任	18
	級外	3	級外	5	級外	6	級外	10
合計	11		16		20		30	

(5) 中学校の部活動

中学校における部活動の状況を、学校規模と部活動の平均数で見ると、学校の規模が大きくなるほど選択できる部活動の種類が多くなることがわかります。

中学校の学校規模別部活動数 (部)

学校規模	6学級	9学級	12学級	18学級
運動系男子	3.3	5.0	6.3	8.0
運動系女子	3.0	4.3	5.9	8.0
文化系	1.0	2.9	3.6	5.2
平均部活動数	7.3	12.1	15.7	21.2

(平成20年7月現在)

3 学校配置の課題

(1) 少子化の進展

新潟市の児童生徒数は、長期間にわたり毎年減少しています。平成20年度の児童生徒数は約6万6千人ですが、平成26年度推計では約6万1千人になり6年間で約5千人減少する見込みです。1校あたり平均で、約30人減少することになり、市全体として学校も小規模化が進みます。

これまでの推移から、児童生徒数の減少傾向は今後も継続すると考えられ、小規模校も増加していくものと予想されます。

このような状況の中で、地域と行政が協働してできるだけ公平で良好な教育環境を確保していくことが必要になります。

(2) 学校規模のメリットとデメリット

市全体で少子化とともに小中学校の小規模化が進行しています。また、少数ですが大規模校もあります。

教育効果や学校運営の面から望ましい学校規模を検討するため、以下に小規模校、大規模校のメリットとデメリットをまとめてみました。

この表から、小規模校のメリットは大規模校ではデメリットであることや、同じ事柄でも見方や考え方によってメリットとデメリットが入れかわるように考えられます。

小規模校、大規模校それぞれにメリット、デメリットがある中で、子どもたちにとって良好な教育環境を整えていくことが必要です。

	メリット	デメリット
小規模校	<p>子どもの数が少ないため、先生の目がよく行き届く。</p> <p>人数が少ないので、温かみのある教育ができる。</p> <p>学校と地域のつながりが強いので、地域と一体となった教育がやりやすい。</p>	<p>成長の中で場面に応じてさまざまな人間関係の経験を得る機会が少ない。</p> <p>人数が少ないので集団の中で役割が固定化されやすく、社会性など人間形成の可能性が少なくなりがちになる。</p> <p>子ども同士の競い合いが少ないため、向上心が育ちにくい。</p> <p>教員一人あたりの事務量が多くなる。</p> <p>中学校では選べる部活動の数が少なくなるため、希望する種目がない場合がある。</p> <p>中学校では、各教科ごとの専門の教員が配置できないことがある。</p> <p>P T Aなどの役員や学校行事などでは、保護者の負担が大きい盛り上がりがないことがある。</p> <p>図書館の本の冊数や種類が少ない。</p> <p>1学年に1学級になると学級編制ができなくなる。</p>

	メリット	デメリット
大規模校	<p>子どもたちがさまざまな場面で互いに成長できる。</p> <p>中学校では部活動の種類が多く、活動内容も活発で達成感が得られやすくなる。</p> <p>中学校では教科ごとに複数の先生がいて、多くの先生に出会うことができる。</p> <p>学級編制替えができ、いろいろな人間関係が経験できる。</p> <p>班編成やクラス対抗の競い合いができ、力を合わせて得られる喜びを経験できる。</p> <p>学級編制替えがいじめなどのひとつの解決策となることもある。</p> <p>P T A 役員や学校行事などでは、教員や保護者の負担が小さい。</p>	<p>人数が多すぎると関わりの少ない児童生徒や教職員がいて、互いの関係性が希薄になりやすい。そのため教職員が全児童生徒のことを深く理解するのが難しい。</p> <p>発表や学校行事などで活躍の場が少なくなることがある。</p> <p>人数が多いために、落ちつきがない環境になりやすく、そのためにストレスを受けやすくなる。</p> <p>教職員も多くなるので、情報の共有化や意思疎通を図ることが難しい。</p> <p>保護者の相談が多くなり、内容も多様化するため、限られた教職員では対応が難しくなりやすい。</p> <p>学級数が多くなると特別教室を使用する時間調整が難しくなることがある。</p>

(3) 通学区域

新潟市は通学区域を、学校の規模や通学の距離・安全性をはじめ、歴史的な経緯や河川などの地理的な条件に加え、自治会などの地域活動にも考慮して設定しています。

現在の新潟市の通学区域は、旧市町村の区域ごとに設定されており、最長の通学距離が1 km未満の小さい校区の学校がある一方で、8 km以上ある大きい校区の学校もあるなど、通学区域の状況はさまざまです。

[学校選択制と一貫教育、小中一貫校について]

新潟市では、市域全体を対象とした学校選択制は実施していませんが、学区外就学制度の中で学校を選べる制度として「地域的学区外就学」を一部の地域で認めています。

本審議会では、学校の適正配置を検討する上で、学校選択制について、現在の新潟市の制度（「地域的学区外就学」）の中で行うこととします。

また新潟市では、中学校区ごとに小中学校共通の「目指す子ども像」を設定するなど、小中一貫教育や、小中一貫校の検討も進めています。

それらの状況により必要がある場合には、それぞれの通学区域についても検討することとします。

4 適正配置の基本的な考え方

(1) 適正配置の必要性

新潟市の小中学校は、学級数による学校の適正規模や通学の距離と安全性、歴史的な経緯などのさまざまな視点から、子どもたちのためにより良い教育環境を確保できるよう検討を重ね、地域の合意のもとで配置しています。

新潟市全体の児童生徒数は、少子化や社会状況の変化などさまざまな要因によって長期にわたり減少し続けており、この傾向は今後も継続していくものと考えられます。

少子化が進行する地域では、学校の小規模化がさらに進展する一方、宅地開発によって一時的に児童生徒数が急増する地域もあります。

このような社会環境の変化に対応して、これまでと同様に教育や学校運営を効果的に行うためには、小中学校の配置を継続的に見直し、地域の皆さんと協議を尽くしながら学校の適正配置を図っていく必要があります。

(2) 基本的な事項

学校と地域の協働・協創

新潟市は教育ビジョンに基づいた教育を進めており、「学・社・民の融合」による人づくり、地域づくり、学校づくりを教育行政として総合的に進めています。

学校教育では、学校行事や学習活動、子どもふれあいスクールなどさまざまな活動に地域や保護者、地域団体の皆さんに参画・協力をいただいています。

現在の校区がそれぞれの歴史的経緯に基づいていることや、地域のまちづくりを進める地域コミュニティ協議会などさまざまな地域団体が、小学校区や中学校区を単位としていることなどから、本審議会としては、適正配置を考える上で、現在の小学校区、中学校区を基本として考えることとします。

なお、それぞれの地域で適正配置を行う場合には、学校を支えてくださる地域や保護者、地域団体の皆さんと協働してより良い教育環境を創ることが必要です。

通学距離・方法

国の通学基準は、小学校4 km 以内、中学校6 km 以内となっています。

小中学校はなるべく歩いて通学できる距離が望ましいと考えますが、適正配置により通学の距離が長くなる場合は、通学の安全・安心について特に配慮する必要があります。

学校規模

国と新潟県は学校規模を学級数で表しており、小中学校の標準学級数は12学級以上18学級以下としています。

本審議会では、学校規模を特別支援学級を除く通常学級数で考えることとし、新潟市としての「適正規模」を定めることにします。

学級編制

小中学校の学級編制は国の標準である40人学級をもとに、新潟県が1学級の児童生徒数を設定しており、小学校1、2年生では1学級32人以下、小学校3年生以上と中学生は1学級40人以下で編制することになっています。

また、小学校3～6年生では国語と算数の授業で32人以下の授業ができるよう、中学校1～3年生で1学級34人以上の学校に数学・英語の少人数学習が実施できるよう教員を配置するとしています。

本審議会では、国と新潟県が定めている現行の学級編制制度の下で適正配置を考えることにしますが、学級の人数は教育の効果や学級活動の面で大事な要素と考えますので、1学級の人数が40人の学級について、40人未満になるよう行政努力を求めます。

(3) 適正規模

適正規模の考え方

子どもたちは、ある程度の人数がいて多様な人間関係がある環境の中で揉まれ、互いに成長していくことが望ましいと考えます。

また、公教育を行う上で、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を創ることが大切です。

学校規模によりメリットとデメリットが考えられますが、同じ事柄でも視点によってメリットにもデメリットにもなることがありますので、さまざまな視点から検討して、教育効果を期待できる小中学校の適正な規模を考える必要があります。

[教育環境]

小規模校は温かみのある教育ができる良い面がありますが、ずっと同じ人間関係で、高校に入ってから人間関係に悩むケースもあることから、学級編制替えができるよう、学級数が複数あるほうがいいという考えがあります。

大規模校では、落ち着いて教育を受けられなかったり、ストレスを受けやすいなどの情緒面の心配がある場合があります。

中学校では、小学校で出会えなかった同じ年頃や先輩、先生との関わりの中でさまざまな場面における対応の仕方や社会性を身につけることが大切です。

小さすぎず、大きすぎず、ある程度の人数がいて、競い合い互いに成長でき、子どもたちも先生も互いに顔が分かるくらいの規模が望ましいと考えます。

[指導体制]

小規模校では、教職員数が少ないために一人あたりの事務量が増え、子どもと向き合う時間が少なくなります。

大規模校は、児童生徒、教職員の人数が多くなりすぎるとお互いの関係が希薄になりやすく、深く理解することが難しくなります。

このようなことから児童生徒と教職員が向き合い、よく理解できる学校規模が望ましいと考えます。

また、中学校では部活動を通して築かれる人間関係の大切さや、達成感が得られるよう、ある程度の人数がいて、子どもが自分の意思で自由に選択できる部活動の種類があるといいと考えます。

[学校運営]

1学年に複数の学級があると教員の間で相談や研究ができますが、学校規模があまり大きくなると教員間の連絡がうまくいなくなるなど課題もあります。

小規模の中学校では、専門の教員が配置されない教科ができる場合がありますので、なるべく全教科に教員を配置できる規模が望ましいと考えます。

新潟市の適正規模

本審議会では「新潟市の適正規模」を定めますが、全市の小中学校を必ず「新潟市の適正規模」にするためのものではなく、「目安」にすることとします。

小学校の適正規模

小学校の適正規模を 12 学級以上 24 学級以下 とします。

小学校においては、互いに学びあうことができ、子どもたちの人間関係が固定化しないよう学級編制替えができることを考慮すると、各学年 2 学級以上になることから 12 学級以上が適正です。

子どもたちを通じての親同士の関わりを考えると、多様な活動を通じていろいろな人と触れ合うことができ、地域のつながりが深まることが期待できます。

また、各学年 4 学級となる 24 学級までは、学校運営上適正と考えます。

中学校の適正規模

中学校の適正規模を 9 学級以上 18 学級以下 とします。

9 学級あると、技能教科の各教科にも 1 人ずつ教員が配置でき、教員間の協力も円滑に行えます。

また、この規模になると多様な部活動を選べることで、部活動を通して築かれる人間関係の大切さや達成感などを得る機会が広がる可能性があります。

各学年 6 学級以下になる 18 学級以下であれば、生徒と先生の顔がお互いに分かり、適切な教育や、学校運営も円滑に行うことができます。

小規模校と大規模校

適正規模に達しない学級数の学校を小規模校とし，学級数を超える学校を大規模校とします。

小学校の 小規模校は 11学級以下
大規模校は 25学級以上 とします。

中学校の 小規模校は 8学級以下
大規模校は 19学級以上 とします。

*新潟市の小中学校を本審議会の規模の区分で見ると，以下のとおりとなります。

規模別学校数

()は各年度における割合(%)

		平成 20 年度			平成 26 年度推計		
小学校	学級数	小規模 ~ 11	適正規模 12 ~ 24	大規模 25 ~	小規模 ~ 11	適正規模 12 ~ 24	大規模 25 ~
	校数	53 (46.5)	52 (45.6)	9 (7.9)	54 (47.8)	51 (45.1)	8 (7.1)
中学校	学級数	小規模 ~ 8	適正規模 9 ~ 18	大規模 19 ~	小規模 ~ 8	適正規模 9 ~ 18	大規模 19 ~
	校数	17 (29.8)	38 (66.7)	2 (3.5)	20 (35.1)	33 (57.9)	4 (7.0)

(平成20年9月現在)

(4) 学校再編

学校再編の考え方

学校は、地域に開かれ地域の皆さんに支えられて協働で教育を行う場であり、文化や伝統を育む地域づくりの場でもあります。

これからの少子化の進行に対応して良好な教育環境を創るためには、学校の適正配置を進めていく必要がありますが、これまで積み重ねてきた歴史に基づいた現在の通学区域を単位として、地域の皆さんと協働して新しい教育環境を創っていくことが重要です。

本審議会では、教育効果や指導体制、学校運営などの視点から、学校規模の目安として「新潟市の適正規模」を決定し、この範囲以外の学校を小規模校と大規模校に区分しました。

本来、全市のすべての小中学校が「新潟市の適正規模」であることが望ましいと考えます。

適正規模の範囲にない学校の適正規模化には、小規模校の統合や、大規模校の分離、通学区域の変更などの学校再編の方法があります。

しかし、学校再編は大変大きな課題ですから、どの方法であっても地域の皆さんから理解と納得をいただくまでに、長い時間と大変な負担がかかります。

小規模校や大規模校になったばかりの学校や一時的になった学校の保護者や地域の皆さんに、学校再編を行う必要性について納得していただくことは、相当困難であると思います。

また一方では、複式学級になる学校が増えていくと見込まれ、その解消は必要性和緊急性が特に高い課題です。

このようなことから本審議会では、学校再編を検討する基準をつくることとしました。この基準に基づき今後具体的な検討を行い、答申することにします。

本審議会の答申をもとに、教育委員会では、小規模校や大規模校の中から緊急性が高い範囲を設定し、具体的な再編計画を作成して地域と協議に入るスタートラインとすることになります。

小中学校の再編は、地域との関係や歴史的な経緯が大切な要素になりますので、たとえ小規模校大規模校であっても、地域の総意として現状維持を選択されることもあると考えます。また別の再編案を示されたり、再編案を作成しなかった地域から再編の要望があることも考えられます。このような場合には、柔軟に対応していく必要があります。

学校再編案の検討

本審議会では、小規模校と大規模校を中心に学校再編案を検討します。学校規模の区分ごとの検討する範囲は、以下のとおりとします。

[適正規模校の検討基準]

12学級以上24学級以下の小学校と9学級以上18学級以下の中学校は適正規模で適正配置の状態にありますので、適正規模校をもとに学校再編案を検討することはしません。

具体的な検討にあたっては、少子化が進展する中で小規模校になることを心配する地域からの要望がある場合や、他校の適正配置を行うための相手方になる場合は検討することとします。

[小規模校の検討基準]

小規模校はすべて検討することとします。具体的な検討にあたっては、特に、小学校では全学年で1学級となる6学級以下の学校と、中学校では1つの学年で1学級となる5学級以下の学校を検討し、統合を進めることとします。

さらに、複式学級がある学校や将来複式学級になると見込まれる学校は、統合を強く進めます。

また、主要な校舎が老朽化しているため、大規模な改修や建て替えが予定されている場合は、重点的に検討することとします。

[大規模校の検討基準]

大規模校はすべて検討することとします。具体的な検討にあたっては、特に31学級以上の学校を検討することとします。

[その他の検討基準]

統合や分離新設は、子どもたちや学校、地域に大きな負担がかかります。統合や分離新設の場合、短期間で過大な負担とならないよう地域からの要望がある場合以外は、相当の期間新たな学校再編の検討は行わないこととします。

また、新築や建て替えをした学校は、国庫補助金の規定があることから、建設後10年間は検討を行わないこととします。

学校再編で配慮する事項

学校再編は、地域の理解と協働ではじめて実現できるものです。

地域の総意をつくり、子どもたちにとってより良い教育環境を創り上げていくためには、参画する保護者や地域の皆さんには大変な負担をかけることになりますから、特に行政側の積極的な情報提供が必要です。

また適正配置を実施することにより、徒歩での通学が困難になる事例が増加することも考えられますので、安全な通学を確保するために地域との連携やスクールバスの運行などに配慮する必要があります。

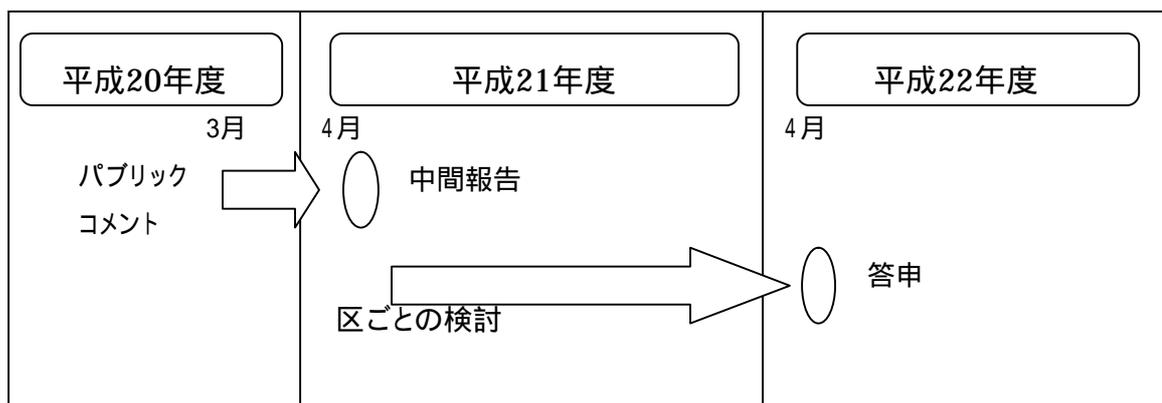
5 適正配置審議会のスケジュール

これまで審議した内容を「適正配置の基本的な考え方」としてまとめた中間報告（案）について、パブリックコメントを実施しました。

今後は中間報告の基本的な考え方をもとに、各区ごとに具体的な再編案を検討し、平成22年度に答申を行う予定です。

本審議会の答申を受けて、新潟市教育委員会が実際の配置計画を策定していきます。

スケジュール



参 考 資 料

(1) 諮問書	1 6
(2) 小中学校の配置図	1 8
(3) 小中学校の学級数別一覧表 (平成 20 年度・26 年度)	2 0
(4) 学校適正配置関連法令	2 2
(5) 第 9 次新潟市立学校適正配置審議会委員名簿	2 5
(6) 審議経過	2 6
(7) パブリックコメントについて	2 7

新 教 学 第 2 8 2 号
平 成 2 0 年 7 月 7 日

新潟市立学校適正配置審議会 様

新潟市教育委員会

諮 問 書

下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

新潟市立小・中学校の適正配置について

2 理由

(1) 趣旨

新潟市教育委員会では、児童生徒数の増減にともない教育的見地に立った学校の適正配置を図るため、貴審議会に数次にわたり諮問し、その答申に沿って教育条件の改善に努めてまいりました。

平成19年4月、新潟市は政令指定都市となりましたが、学校の適正配置については旧市町村のさまざまな考え方を引継ぎました。また現在、小学校114校、中学校57校がある中で、宅地開発により児童生徒数が増加した大規模校がある一方、少子化の進展により小規模校も増加しております。

このようなことから、新潟市においてよりよい教育環境を創るため、適正配置についての基本的な考え方を定め、学校の適正配置を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

(2) 審議事項

学校適正配置の基本的な考え方について

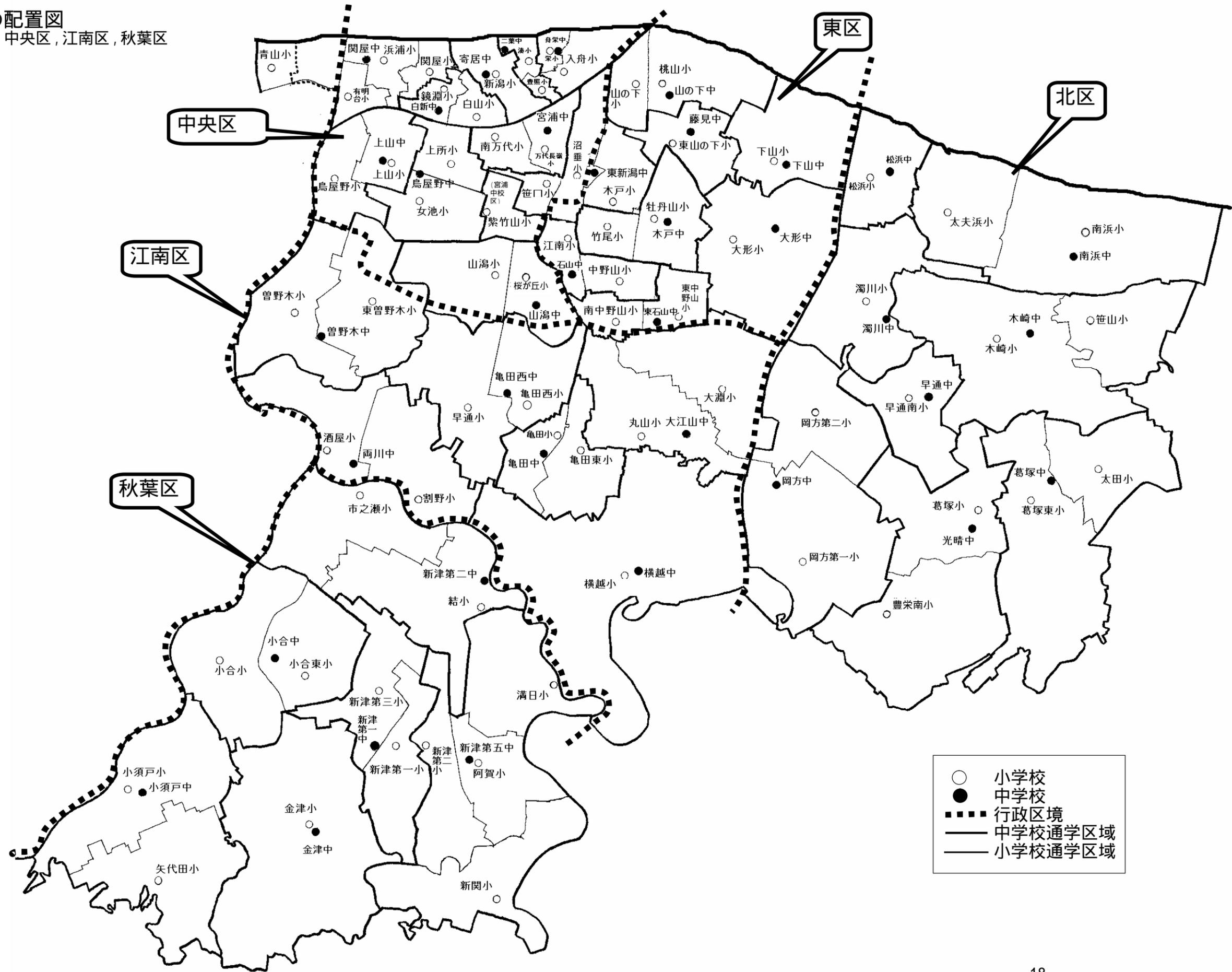
「適正規模」と「適正配置を図る範囲と進め方」について、審議をお願いいたします。

具体的な適正配置について

「基本的な考え方」により、どのように適正配置を進めていくべきかについて、審議をお願いいたします。

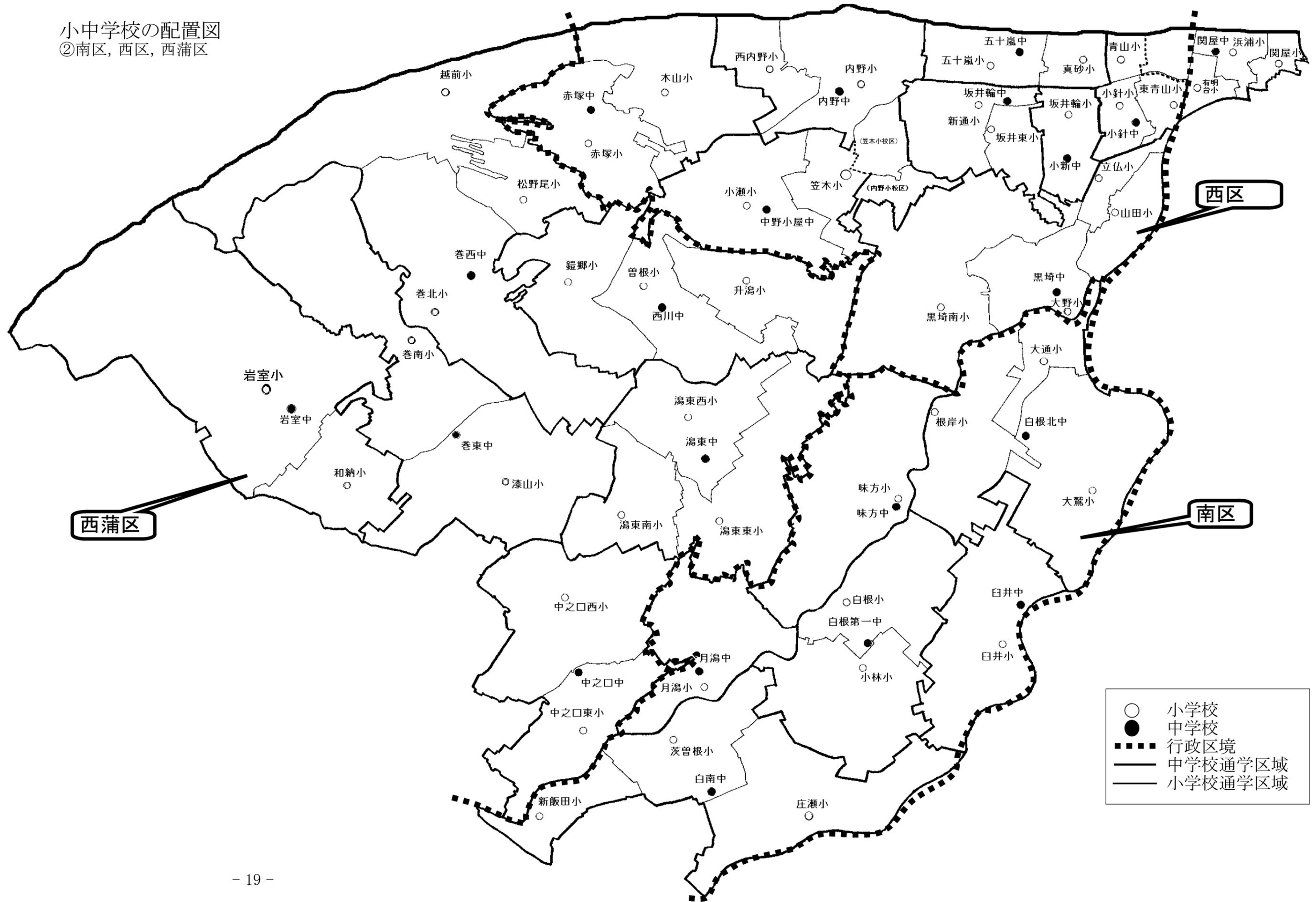
小中学校の配置図

北区, 東区, 中央区, 江南区, 秋葉区



○	小学校
●	中学校
---	行政区境
—	中学校通学区域
—	小学校通学区域

小中学校の配置図
②南区, 西区, 西蒲区



○	小学校
●	中学校
---	行政区境
—	中学校通学区域
—	小学校通学区域

小中学校の学級数別一覧表(平成20年9月1日)

小学校	114校
25学級以上	9校
12~24学級	52校
11学級以下	53校

小学校名
児童数

特別支援学級と同在籍児童数を除く。

【小学校】		学級数	【中学校】															
天形小 971	結小 958	29																
		28																
			新通小 845	27														
			東山の下小 879	鳥屋野小 828	26													
牡丹山小 835	早通南小 809	女池小 800	下山小 767	25														
		上所小 770	紫竹山小 712	24														
		桃山小 752	五十嵐小 739	小針小 724	23													
坂井輪小 755	中野山小 711	亀田東小 711	松浜小 684	巻北小 681	横越小 677	22												
			新津第三小 672	白根小 641	葛塚東小 620	21												
				内野小 667	上山小 652	20												
				東青山小 616	葛塚小 613	亀田西小 587	東中野山小 565	木戸小 563	19									
				新瀨小 559	桜が丘小 527	新津第二小 511	南中野山小 504	18										
						西内野小 513	山田小 509	17										
						坂井東小 465	青山小 454	16										
						新津第一小 479	濁川小 462	巻南小 461	江南小 448	15								
						大通小 460	大野小 456	立仏小 443	真砂小 425	14								
							浜浦小 396	沼垂小 384	亀田小 342	13								
曾野木小 395	竹尾小 374	山瀧小 370	金津小 358	笹口小 346	東曾野木小 332	木崎小 328	小須戸小 320	万代長嶺小 314	丸山小 313	12								
								入舟小 301	阿賀小 300									
								南万代小 303	有明台小 299	鎧郷小 280	曾根小 270	白井小 267	和納小 250	矢代田小 244	11			
													山の下小 234	漆山小 227	10			
													赤塚小 227	太夫浜小 227	黒崎南小 218	早通小 205	9	
													岩室小 219	白山小 218	根岸小 208	味方小 207	鏡淵小 202	8
													関屋小 190	中之口西小 185	月瀧小 183	中之口東小 180	大淵小 174	7
小林小 194	大鷲小 173	升瀧小 165	南浜小 152	瀧東東小 142	栄小 125	岡方第一小 122	木山小 119	松野尾小 114	瀧東南小 113	6	白新中 221	大江山中 220	金津中 212	中之口中 210				
湊小 108	小合小 107	庄瀬小 105	酒屋小 103	豊栄南小 100	小瀬小 96	新関小 95	豊照小 92	笹山小 90	太田小 88		瀧東中 189	赤塚中 161	白南中 160	味方中 120				
	小合東小 88	新飯田小 88	瀧東西小 84	茨曾根小 68	岡方第二小 67	割野小 64	満日小 64	笠木小 63	市之瀬小 62									
										5	南浜中 139	月瀧中 115						
										4	越前小 51	二葉中 109	両川中 89					
										3	小合中 106	岡方中 106	白井中 105	中野小屋中 69				

中学校	57校
19学級以上	2校
9~18学級	38校
8学級以下	17校

中学校名
生徒数

特別支援学級と同在籍生徒数を除く。

小中学校の学級数別一覧表(平成26年度推計)

【小学校】 学級数 【中学校】

小中学校とも特別支援学級を推計していない。

小学校	113校
25学級以上	8校
12～24学級	51校
11学級以下	54校

新通小 1,083	32
鳥屋野小 1,018	31
大形小 1,004	30
	29
東山の下小 973	28
牡丹山小 894	27

中学校	57校
19学級以上	4校
9～18学級	33校
8学級以下	20校

小学校名
児童数

中学校名
生徒数

										26	小針中 997										
			亀田東小 828	紫竹山小 787	上山小 786						25										
											24										
											23	鳥屋野中 834									
											22										
						下山小 653	葛塚小 640	結小再編 630				21									
											20	上山中 742									
						小針小 628	早通南小 619	葛塚東小 616	中野山小 611	東青山小 589			19	坂井輪中 688							
五十嵐小 603	巻北小 580			亀田西小 579	内野小 571	松浜小 571	桜が丘小 522				18	黒崎中 627									
						市之瀬再編 530	新津第一小 501	白根小 500	東中野山小 499			17	東新潟中 629	宮浦中 608	内野中 607						
											16	木戸中 571	新津第一中 564								
						新津第三小 472	立込小 466	大通小 448			15	石山中 553	五十嵐中 543	新津第二中 536	亀田中 529	東石山中 527	大形中 516				
新津第二小 442	木戸小 432	新潟中 425	巻南小 413	沼垂小 413	亀田小 410	大野小 405	真砂小 398			14	関屋中 494	山の下中 489									
						山瀧小 421	笹口小 401	青山小 376	坂井東小 368	南万代小 354			13								
木崎小 372	西内野小 358	曾野木小 352	濁川小 350	浜浦小 320	万代長嶺小 305	赤塚小 295	東曾野木小 291	金津小 278			12	新津第五中 461	山瀧中 439	藤見中 434	白根北中 408	白根第一中 396	下山中 392	早通中 388	巻西中 388		
						竹尾小 297	有明台小 258	丸山小 253			11	亀田西中 385	小新中 375	松浜中 361							
								白山小 253	曾根小 249			10	曾野木中 361	西川中 342	葛塚中 337	光晴中 330	横越中 327				
								山の下小 227	矢代田小 214			9	巻東中 346	寄居中 297	小須戸中 267						
						和納小 216	阿賀小 209	小須戸小 208	小林小 201	太夫浜小 201			8	大江山中 248							
						早通小 186	鏡淵小 178	岩室小 172	味方小 172	月瀧小 166			7	白新中 219							
漆山小 179	入舟小 171	鏡郷小 168	白井小 165	根岸小 158	中之口東小 156	黒崎南小 153	関屋小 125	大鷲小 115	大淵小 115			6	岩室中 226	濁川中 219	木崎中 199	舟栄中 193	赤塚中 175	中之口中 175	金津中 171	瀧東中 163	
岡川小 114	栄小 113	岡方第一小 110	中之口西小 108	新飯田小 107	南浜小 102	瀧東東小 99	升瀧小 97	豊照小 96	小合小 93												
松野尾小 92	庄瀬小 91	新関小 87	瀧東南小 87	茨曾根小 86	小瀬小 85	湊小 81	木山小 81	岡方第二小 79	小合東小 71												
											5										
						豊栄南小 68	笠木小 58	笹山小 57	満日小 53			4	白南中 117	白井中 112							
											3	二葉中 105	南浜中 102	岡方中 95	味方中 92	月瀧中 90	小合中 85	岡川中 73	中野小屋中 47		

学校適正配置関連法令（抜粋）

学校教育法

（学校設置基準）

第 3 条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（小学校設置義務）

第 3 8 条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

（準用基準）

第 4 9 条 第 3 8 条 までの規定は、中学校に準用する。

学校教育法施行規則

（学級数）

第 4 1 条 小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（分校の学級数）

第 4 2 条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5 学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

（準用基準）

第 7 9 条 第 4 1 条から第 4 9 条まで、 の規定は、中学校に準用する。この場合において、第 4 2 条中「5 学級」とあるのは「2 学級」と読み替えるものとする。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

第 3 条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

（学級編制）

第4条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項 の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号 の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
 - (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

新潟市立学校適正配置審議会規則(抜粋)

昭和 44 年 7 月 21 日
教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和 35 年新潟市条例第 39 号)により設置された新潟市立学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市及び関係行政機関の職員
- (3) 市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審議会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。ただし、教育委員会が必要があると認める場合は、教育委員会事務局職員以外の市職員のうちから任命することができる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、学務課において処理する。

(平 7 教委規則 3・平 13 教委規則 2・平 17 教委規則 8・平 19 教委規則 6・一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 9 次新潟市立学校適正配置審議会委員

任 期 平成 2 0 年 7 月 1 日から
平成 2 2 年 6 月 3 0 日まで

区 分	氏 名	所 属
知識経験を有するもの	伊藤 直人	新潟日報社編集局編集委員室長
	小野沢 裕子	元新潟市教育ビジョン検討委員会委員
	雲尾 周	新潟大学大学院准教授
	齋藤 勉	新潟大学大学院教授
	齋藤 洋一郎	(株)NHK 文化センター新潟支社長
	畠山 満	(財)新潟経済社会リサーチセンター理事
市及び関係行政機関の職員	小林 恵子	味方中学校長
	杉中 宏	浜浦小学校長
市民	市川 京子	曾野木地区青少年育成協議会会長
	上田 晋三	新潟市小中学校 P T A 連合会副会長
	大野 裕子	公募委員
	坂上 たん	新通地区民生委員児童委員協議会会長
	笹川 興司	公募委員
	登石 直文	新潟市小中学校 P T A 連合会副会長
	中川 薫	新潟市小中学校 P T A 連合会会長

平成 21 年 6 月 1 日現在

審議経過

	開催日	内 容
第1回	平成20年 7月7日	<ul style="list-style-type: none">・委員の委嘱・委員長副委員長選出・諮問・本市の現状について
第2回	平成20年 9月3日	<ul style="list-style-type: none">・新潟市の適正規模について
第3回	平成20年10月21日	<ul style="list-style-type: none">・新潟市の適正規模について・適正配置の進め方について
第4回	平成20年12月25日	<ul style="list-style-type: none">・適正規模を考える視点と新潟市の適正規模について・学校再編を考える視点と適正配置の検討基準について
第5回	平成21年 1月27日	<ul style="list-style-type: none">・中間報告(案)について
第6回	平成21年 4月27日	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果について・中間報告について

パブリックコメントについて

中間報告(案)について、市民の皆さんのご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施しました。

- 1 募集期間 平成 21 年 3 月 9 日～4 月 8 日
- 2 意見提出者数 21 人(24 件)
- 3 広報手段 市報にいがた、ホームページに掲載
市政情報室、区役所、出張所、教育事務所、公民館、
図書館、小中学校で中間報告(案)を配布
- 4 市政さわやかトーク宅配便の開催 平成 21 年 3 月 21 日 越前小学校区
- 5 いただいたご意見と審議会の考え方
全般について

いただいたご意見等	審議会の考え方	修正
<p>小中学校の統廃合を進めるべきと思います。中学校では、小規模校は1学年1クラスしか無い学校もあります。</p> <p>このような状態では、学校行事や集団生活などが充分行えません。</p> <p>他の中学校との合併を考えるべきです。校舎が新しかったり、地域の抵抗があるかもしれませんが、子どもたちのことを考えたらある程度の人数は必要です。</p>	<p>審議会では、子どもたちはある程度の人数がいて、多様な人間関係がある環境の中で揉まれ互いに成長していくことが望ましいと考えています。このようなことから学校の適正規模や検討基準を定め、具体的な検討を進めていきます。</p>	なし
<p>具体的な修正はありませんが、今後とも8ページ(2)学校と地域の協働・協創の全文と13ページ下の5行(本文：小中学校の再編は、地域との関係が・・・大切な要素になりますので・・・地域の総意として現状維持を選択される・・・別の再編案を示されたり・・・このような場合には柔軟に対応していく必要があります。)の部分の記載のとおりにおすすめしていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり進めていきます。</p>	なし
<p>修正文</p> <p>「本審議会では...大事な要素と考えますので、<u>小・中学校とも1学級の人数が30～32人になるよう行政努力を義務付けるものとします。</u>」</p> <p>(本文：1学級の人数が40人学級について、40人未満になるよう行政努力を求めます。)</p> <p>理由</p> <p>憲法・子どもの権利条約にのっとり、「教育の機会均等」「子どもの最善の利益」が教育行政の責務として当然、保障されなければならない。学校現場からは少人数教育(新潟県が実施している32人程度学級など)によって学習効果が上がるとの研究・検証が示されてい</p>	<p>学級編制は国の標準(1学級40人)に基づいて新潟県が設定しており、国と県では財政面も制度化されています。</p> <p>審議会では、30人での学級編制を行った場合、制度上新潟市の財政負担が相当過大になることから、現行の学級編制制度の下で適正配置を考えることにしました。</p> <p>その上で学級の人数は教育の効果や教育活動の面で大事な要素となりますから、なるべく40人の学</p>	なし

<p>る。</p> <p>学習指導要領改訂に伴い、授業時数が増加する。しかしながら、国による教員の増員は微増であり、これに代わって非常勤講師をあてることになっている。いずれにしても、1校に1人の増員にもつながらない。</p> <p>これで大幅に増える授業時数と学習内容を徹底していくのは容易なことではない。これらの負担は、正規教員にのしかかるばかりか、学ぶ側の子どもたちにさえ影響が及ぶものといえる。そこで、学級編制については、教育の効果を上げるために1学級の児童生徒数をより明確にしたうえで、今後の審議のみならず、広く市民との論議を進めるべきと考える。</p>	<p>級とならないように「1学級の人数が40人の学級について、40人未満になるよう行政努力を求めます。」としました。</p>	
---	--	--

複式学級がある学校について

いただいたご意見等	審議会の考え方(案)	修正
<p>「複式学級の学校は強く進めます。」の文面の削除と保護者や地域住民の話し合いを十分重ねた上での検討をお願いしたい。</p> <p>理由</p> <p>地域で子どもを育てようという意識が高まり、学校を核とした結びつきも深まっている。</p> <p>地域住民への十分な説明がなく、保護者には複式学級イコール統合は仕方ないものとする印象を与えてしまう。</p>	<p>中間報告(案)は新潟市としての学校の適正規模や適正配置の検討基準などについて基本的な考え方をまとめたものです。今後この基準をもとに具体的な適正配置の検討を進めていきます。</p> <p>審議会では、小学校においては、互いに学び合うことができ、人間関係が固定化しないよう学級編制替えができることを考慮し、小学校の適正規模を12学級以上24学級以下としました。</p> <p>小規模校には小規模校の良さがありますが、小規模化が進んで複式学級になると、子どもたちがさまざまな意見を出し合い考えを深め合う学習や、子どもたちの発達段階に合った学習を行うことが難しい場合があります。また、教員にとっても2学年分の教材準備など負担が大きくなります。</p> <p>子どもたちにとって公平で良好な教育環境をつくるのが大切です。学校統合を強く進める必要があります。</p>	
<p>「複式学級の学校は強く進めます。」の削除をお願いします。</p> <p>理由</p> <p>小さな地域にとって、地域づくりには学校が中心となり活発に活動しているところもある。学校がなくなることによって過疎化が進み、旧郡部との格差が一段と広がるように感じる。</p>		
<p>「複式学級の学校は強く進めます。」の文面の削除をお願いします。越前小(複式学級)がターゲットになっている感じがします。小規模校のメリットとして、コミュニケーションが学年すべてでうまく取れます。これは親・先生でも同じで、PTA活動も盛り上がり、楽しく活動できています。地域活動も活発で、いろんな世代との関わりも持てます。人数だけで決めないでください。</p>		

いただいたご意見等	審議会の考え方	
<p>「複式学級の学校は強く進めます。」を「複式学級の学校は校区住民の異見を聞きながら検討を進めます。」に修正してください。</p>		
<p>「複式学級の学校は強く進めます。」これは合併を前提のことと思います。ここに当てはまっているものとしてはもう少し具体的な検討内容にまとめてほしいです。</p>		
<p>小規模校の適正について地域の意見を重要にし、数合わせの統合は再考していただきたい。特に越前小学校は地域的にも自然に恵まれており、なくすのはあまりにも不幸です。是非意見を聞いてください。</p> <p>ＪＰ（日本郵便）同様残すべき施設も必要と考えてください。</p>	<p>「小規模校と大規模校はすべて検討することとします。」とした上で、大規模校の分離は学校区という地域を分離することになりますので、特に地域から要望がある場合に検討することにしましたが、小規模校の基準と同じように、「具体的な検討にあたっては、特に31学級以上学校を検討することとします。」に修正します。</p> <p>いずれの場合も学校の再編は大変大きな課題ですので、答申後地域と協議を進めるときは、地域の意見を尊重していく必要があります。</p> <p>越前小学校をはじめ、具体的な検討は中間報告をまとめた後に行いますが、少子化が進む中で地域の皆さんと協働してより良い教育環境を創ることが必要です。</p>	あり
<p>越前小学校は、小規模校として、市の適正基準に見合わせれば今回他校との統合を強く進められていく対象校になるかと思います。</p> <p>学校規模は小さいものですが、地域とのつながり（パートナーシップ事業、地域住民によるセーフティスタッフ等）は強いものがあり、地域に学校があることにより形成されるものと思います。地域に学校があることにより、子どもたちだけでなく、地域の人々も学校行事に参加しやすく、いきいきしてくるのではないのでしょうか。基準だけでは計れない適正というものがあるのではないのでしょうか。</p>		
<p>説明は大変よくわかりました。基本的には、統廃合を進めることを前提に話しているような気がしてあまり良い気がしなかった。統廃合の前にまず地域の活性化をどうしたらよいのか行政も力を入れてほしい。統廃合にはもっと長い時間をかけて検討するべきだと思う。</p>		
<p>学校再編の4つの検討基準で小規模校は検討を進め、大規模校は地域から要望がある場合のみ検討を進めるというのは不公平。</p> <p>子どもの数だけで検討するのではなく、学校の環境や特色、学校活動、子供の様子、問題点等を踏まえ検討することが望ましいです。地域にとっても大きな影響があるので、地域住民の意見を第一に進めていただきたいです。</p>		

いただいたご意見等	審議会の考え方	修正
<p>統合反対,せっかく恵まれた学校なので現状のままでお願いします。</p> <p>生徒数が足りない場合は生徒数の多い学校から通ってもらえば良いと思います。</p>	<p>審議会では,現在の通学区域がそれぞれの歴史的経緯に基づいていることなどから,現在の通学区域を基本として考えることにしました。</p> <p>答申後,地域の総意として大規模校から小規模校への校区の変更など要望がある場合は,教育委員会であらためて検討することにします。</p>	なし
<p>大規模校で自分らしく生活できない子ども達を自然に恵まれた小規模校へ… これからの適正配置案として考えてください。</p>		
<p>子供の数が問題なのであれば,大規模校から小規模校への転入をすすめることを望みます。(スクールバスが必要ではないか。)</p> <p>校区の問題は検討できないでしょうか。高校では既に全県で可能です。大規模校で問題をかかえる子どもたちを小規模校は受け入れ可能だと思います。</p>		
<p>住所で学区が決まる今の制度をもっと柔軟に考えて大規模校から小規模校へ自由に選べる余地があってもよい。</p>		
<p>良い環境にある学校に他から生徒を集めること,地域に世帯数が増える取り組みなどをしてからでも遅くはないと思う。</p>		
<p>今までの統合については,スクールバス等により小規模校の児童が大規模校等への統合となるが,それとは反対に大規模校の学区から小規模校へのスクールバスの運行で適正規模校に近づける方策はどうか。</p> <p>児童が少なくなってきたが,施設も充実していると思うので,自然豊かな環境の中で小学校生活を送るのも,親にとっても子どもにとっても希望する人もいるのではないか。</p>	<p>答申後教育委員会が再編の対象となる地域に説明会を開催する予定ですが,地域のみなさんに理解していただけるよう教育委員会からの積極的な情報提供が必要と考えます。</p>	なし
<p>超小規模校ですが,集落のシンボルです。是非残してほしい。</p>		
<p>せっかくできたばかりのとても気に入っている建物だし,子ども達もすごくのびのびと学校生活を送っているので,今のままにしてください。お願いします。</p>		

いただいたご意見等	審議会の考え方	修正
<p>統合は反対いたします。越前小学校を現状のままをお願いします。（とても質の高い学校です）</p>	<p>また、学校の適正配置は地域と協議を尽くしながらすすめていきますし、地域の総意として、現状維持を選択される場合などには柔軟に対応する必要があると考えています。</p>	
<p>統廃合ありきではないか。県内には 80 数校も複式学級の小学校があるのになぜ新潟市は急いで強く進めるのですか。地域と密着し、すばらしい環境のもとで勉強ができ、また地域を守るためにも小学校は残しておきたい。越前小学校を残してもらいたい。</p>		
<p>（さわやかトーク宅配便の）説明が理解できなかった。思考のもととなる知識がなかった。</p>		
<p>32 人、40 人学級を地域の事情により引き下げてもよいのではないか。</p>	<p>小中学校の学級編制は国が標準を定め、新潟県が学級編制の基準を設定しています。 審議会では、この制度の下で適正配置を考えることにしています。</p>	なし

発行 新潟市教育委員会学務課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話 025-226-3165 ファックス 025-230-0500

URL:<http://www.city.niigata.jp/info/gakumu/>

e-mail:gakumu@city.niigata.lg.jp